

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2004年4月に旧修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の4町から合併した伊豆市は、伊豆半島の中央部に位置し、東京からおよそ100km圏域、東京駅から東海道新幹線三島駅を經由し、伊豆箱根鉄道修善寺駅まではおよそ90分。東名沼津IC又は新東名沼津長泉ICを經由し、伊豆縦貫自動車道修善寺ICまではおよそ120分のところに位置している自然豊かな温泉観光地である。

本市の人口は、2022年の4月1日現在で29,077人であり、65歳以上の高齢化率は42%であり毎年500人程度の人口減少が続いている。2021年に東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技会場となったことから、オリンピック後のレガシー事業を通じて市民に自転車に触れ合う場の提供しながら自転車まちづくりに取り組んでいる。

市内の事業者数は、1,448社であり、事業者数の多い業種順に建設、サービス、小売、飲食、製造業と続くが、就業者数で見ると医療福祉、宿泊、製造、小売、建設業の順となる。温泉観光地ということもあり、観光に代表される宿泊や小売飲食業に従事する方が多くなっている。

ここ数年の新型コロナウイルスの影響で市内事業者の売上げは、大きな機会損失を受けているため、当市では休業補償を始め、売上減少に対する補助や緊急融資などの様々な補助政策を行ってきたがコロナ前の売上には戻っていないことが課題でとなっている。

(2) 目 標

中小企業者の生産性の向上が図られるよう先端設備等の導入を促進する。
年間の先端設備等導入計画の認定件数の目標を8件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内にある全ての産業及び生産性の向上を目指す事業者の設備投資を支援するため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

伊豆市内の産業は、多様な業種が特定の地域に限定されず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は、伊豆市全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊豆市内の産業は、幅広い業種の中小企業者が市内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本導入基本計画の同意を得た日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・従業員数の減少による労働生産性の向上ではなく、設備の更新等に起因する労働生産性の向上が見込める先端設備等導入計画を策定すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・伊豆市景観まちづくり条例に配慮すること。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。